⑶　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の⑰又は法人税の明細書（別表６の２）の⑪）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［⑷～⑹　略］

⑺　「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑳」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

⑻　「各市町村ごとに算定した法人税割額㉓」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　別紙六十六　挿入］

［第７号の２様式別表１記載要領　略］

第七号の二様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　別紙七十　挿入］

第７号の２様式別表２記載要領

１　この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第６項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第７号の２様式の明細書に添付すること。

［２～４　略］

⑶　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第７項本文又は令和２年旧政令第48条の13第８項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の⑰、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の⑬又は法人税の明細書（別表６の２）の⑪）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第７項ただし書又は令和２年旧政令第48条の13第８項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［⑷～⑹　同左］

⑺　「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑳」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

⑻　「各市町村ごとに算定した法人税割額㉓」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　別紙六十七　挿入］

［第７号の２様式別表１記載要領　同左］

第七号の二様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　別紙六十九　挿入］

第７号の２様式別表２記載要領

１　この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第６項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第７号の２様式の明細書に添付すること。

［２～４　同左］